

社会福祉法人柏市社会福祉協議会 沼南地域包括支援センター  
感染症等の予防及びまん延の防止のための指針

## 1 目的

この指針は、社会福祉法人柏市社会福祉協議会が、柏市から委託を受け運営する沼南地域包括支援センター（以下、「センター」という。）において、感染症が発生し、又はまん延しないように防止することを目的とする。

## 2 基本的な考え方

平常時及び感染症発生時に感染症の予防及びまん延防止に必要な措置を講じる体制を整備し、利用者や職員等（以下「利用者等」という。）の安全確保やセンター機能の維持継続を図るものとする。

なお、センターにおいて、予め対応策の検討が必要な主な感染症は、以下のとおりとする。

(1) 利用者や職員が、感染者とも媒介者ともなりうる感染症（集団感染の危険性あり）

例：インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

(2) 感染抵抗性の低下した人が、発生しやすい感染症

例：メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA感染症）、緑膿菌感染症等

(3) 血液や体液を介して感染する感染症

例：B型・C型肝炎、エイズウイルス等

(4) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス、その他の感染症

## 3 感染症対策会議

(1) 設置

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するために、感染対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置する。なお、対策会議は、令和3年度の基準省令改正等により義務化された感染症対策委員会にあたるものとして開催する。

(2) 構成メンバー

感染症対策及び対策会議の責任者は、事務局長とし、感染症対策担当者は、所管課長及びセンター長とする。なお、対策会議の構成メンバーは、事務局長、所管課長、センター長の他、センター及び法人職員から対策会議の趣旨や協議事項に照らして必要な者とする。なお、必要に応じて検討に必要な専門家や関係機関等の者に出席を依頼し、専門的な見地等からの助言を受ける。

(3) 開催

対策会議は、責任者が招集し、年2回以上開催し、その結果をセンター職員に周知する。ただし、関係者や取扱い事項が相互に関係が深い場合は、他の会議と一体的に行う場合がある。

(4) 協議事項

対策会議では次の事項を協議する。

ア 感染症等の予防及びまん延の防止のための組織や体制整備に関すること

イ 感染症等の予防及びまん延の防止のための指針の整備に関すること

- ウ 感染症等の予防及びまん延の防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 感染症等の予防及びまん延の防止のための予防及び対応策に関すること
- オ 感染症発生時の対応及びまん延防止の対応策及び講じた対応策の評価に関すること
- カ 感染症発生時を想定した訓練（シミュレーション）に関すること

#### 4 職員研修

- (1) センター職員に対し、感染症に関する基本的な知識や対策等の普及啓発及び衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行等を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。
  - ア センター新規採用職員及び異動職員に対する研修  
感染症対策の基礎に関する研修を、年度当初または、必要に応じ随時実施する。
  - イ センター職員に対する研修  
感染症対策に関する研修を、年2回以上実施する。
  - ウ センター職員に対する訓練（シミュレーション）  
事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を、年1回以上実施する。
- (2) 上記研修を実施した際は、研修資料や実施概要、出席者等を記録し、紙または、電磁的記録等により保存する。
- (3) センター職員は、本指針に定める研修会のほか、外部機関により提供される感染症等の予防及びまん延の防止に関する研修等に積極的に参画し、利用者等の安全確保やセンター機能の維持継続ができるよう常に研鑽を図るものとする。

#### 5 平常時の対応方法

- (1) センター内の衛生管理や清潔保持を意識し、整理整頓や換気、清掃等を行うとともに、必要に応じてセンター内の消毒やアクリル板の設置等の予防やまん延防止対策を行う。
- (2) 職員は、標準的な対策として、日々の体調管理や手洗い、うがい、手指消毒等を行う。  
また、職員本人や同居家族等に体調不良や異常症状を発見した場合は、状況を把握し、無理に出勤等はせず、経過の観察や病院受診等により、体調の確認や回復に努める。
- (3) センターにおける自然災害及び新型インフルエンザ等発生時の業務継続計画や災害時対応マニュアル（以下、「マニュアル等」という。）の整備と職員への周知、感染予防対策備蓄品の管理等を行う。

#### 6 感染症発生時の対応方法

感染症発生時は、利用者等の安全確保とセンター機能の維持及び継続を図るため、発生した感染症の種類やまん延状況等を把握し、感染予防とまん延防止対策を徹底しながら、市委託元担当課（以下、「市担当課」という。）の指示とマニュアル等により行動する。

#### 7 センター内で感染症が発生した場合の対応方法

- (1) 職員は、感染を疑う症状（発熱等）がある場合には、発熱外来への受診等、適切な機関に相談し診断を受ける。また、症状、受診する旨をセンター長に報告する。
- (2) 感染が確定した場合は医療機関等の指示に従い、結果をセンター長に報告する。
- (3) センター長は、感染者が発生した旨を社協内の上席と市担当課に報告する。
- (4) センター長は、感染職員の感染潜伏期間内の業務や訪問先を確認し、感染蔓延防止のために必要な措置を行う。

- (5) センター内の必要な範囲の消毒を行うとともに、職員の手洗い、うがい、体調管理の徹底を呼び掛ける。
- (6) センター内の他の職員への感染拡大があった場合には、マニュアル等により業務の調整を行う。

## 8 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は、利用者等がいつでも閲覧することができるように、センター内に常設するとともに、法人ホームページにて公表する。

### 附則

本指針は、令和6年3月1日から施行する。